

# 公告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2022 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3221）宛に御願います。

2022 年 5 月 18 日

独立行政法人国際協力機構  
横浜センター  
契約担当役  
所長 中根 卓

2022 年度-2024 年度課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策（A）（B）」に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた水産政策分野の開発の中核を担う人材に対して、違法・無報告・無規制漁業（IUU）の抑止政策・対策についての立案能力の向上を目指すべく、日本および国際社会にて行われている IUU 対策に関する知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人マリノフォーラム 21（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、行政機関からの受注事業を多く実施していること、地方公共団体および民間企業、漁業関係団体、大学機関、などを会員として抱えている一般社団法人であり、国内の漁業に関する行政機関（水産庁・海上保安庁等）、大学等の研究機関および研究者、および漁業組合などの民間団体・個人とのネットワークを構築しているため、研修目標に応じて柔軟にリソースを活用することが可能です。また、本研修テーマである IUU 漁業に関する専門性の高い人材を多く有しています。これまでも JICA の課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策（A）（B）」（2019 年～2021 年）の受注実績があり、本研修事業で本邦研修ならびに遠隔研修での水産分野の人材育成に実績を有している。また、アルジェリア国別研修「参加型アプローチを通じた零細漁業の共同管理」（2020-2022）においても人員派遣を行い案件実施に携わっているほか、モロッコ国には水産行政振興の個別専門家を、コートジボワール国には漁業・養殖技術アドバイザー（水産行政）の個別専門家を派遣しており当該分野において国際的な環境下でリーダーシップを発揮し人材育成事業の実践経験を有しています。

これらの知見により、研修目標に沿った研修計画をはじめとして、対象国の状況に応じた柔軟な研修運営が可能です。JICA 横浜所管地域において、本事業の目的に合致した研修を企画する能力を備え、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 記

### 1 業務内容

- （1）業務名：2022 年度～2024 年度課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策（A）（B）」に係る研修委託契約
- （2）案件概要：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおり

### (3) 実施期間

#### Iuu (A) コース(英語)

- 1) 2022年度 本邦研修 2022年8月21日から同年9月17日まで(予定)(4週間)  
※新型コロナウイルス感染症対策として来日後、7日間の隔離を想定
- 2) 2023年度 本邦研修 2023年9月3日から同年9月30日まで(4週間)
- 3) 2024年度 本邦研修 2024年9月1日から同年9月28日まで(4週間)

#### IUU (B) コース(仏語)

- 4) 2022年度 本邦研修 2022年10月2日から同年10月29日まで(予定)(4週間)  
※新型コロナウイルス感染症対策として来日後、7日間の隔離を想定
- 5) 2023年度 本邦研修 2023年10月29日から同年11月25日まで(4週間)
- 6) 2024年度 本邦研修 2024年10月27日から同年11月23日まで(4週間)

### (4) 契約履行期間 2022年度：2022年7月15日～2023年1月27日(予定)

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

※参加表明者複数の場合は実施期間を確定後調整とする

## 2 応募要件

### (1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

### (2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和2・3・4年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- ② 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応募者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応募者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じ

- る。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期限	2022年5月31日（火）正午まで（郵送の場合、期間内必着）
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課（担当 福尾）
	提出書類	参加意思確認書（様式1） 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで（正午から14:00までは除く）に上記提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果の通知	発送日	2022年6月3日（金）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2022年6月10日（金）
	請求場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課（担当 福尾）
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から16:00まで（正午から14:00までは除く）に上記提出場所へご持

		参ください。
	回答予定日	2022年6月17日(金)
	回答方法	郵送

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
  - (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
  - (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
  - (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
  - (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
  - (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
  - (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
  - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (10) 契約保証金：免除します
  - (11) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
  - (12) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費(業務人件費、業務管理費)、その他研修実施に必要な直接費(講師謝金、資機材費等)を支払います。
  - (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
  - (14) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大状況によっては研修の実施日程・方法については変更となる可能性があります。
  - (15) 情報の公開について：
 

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとしします。
- ①公表の対象となる契約相手方：
- 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、

又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日：

当該契約の締結日とします。

④情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくことになります。

担当部課：JICA 横浜 研修業務課

以 上

## 研修委託契約業務概要

## 1. 案件の概要：

## (1) 研修コース名

2022年度課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策(A)」  
(英語コース)

2022年度課題別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策(B)」  
(仏語コース)

## (2) 研修の目的

## 【案件概要】

漁業は沿岸国である発展途上国にとって、社会・経済的に重要な産業であることが多い。一方、2016年の国連食糧農業機関（FAO）の白書によると世界の漁獲高の15%以上がIUU漁業に関係している可能性があり、特に取締体制の脆弱な国での被害は相当程度と推測される。本研修は、アジア地域・アフリカ地域および、太平洋・インド洋の近隣諸国とともに「自由で開かれたインド太平洋戦略」(FOIP)実現のための柱である法の支配及び平和と安定の確保のため、IUU漁業対策に係る法制度支援や海上法執行能力の強化等の協力を行うものである。具体的には、日本のIUU漁業対策を共有し、現地で導入可能な対策や今後の国際協力の方向性について検討する。

特に、IUU漁業の目的である資源管理について、日本の事例を紹介するとともに、参加国および参加国周辺地域で実現可能な資源管理方法を中心テーマとして検討を行う。

## 【研修の目標】

IUU漁業の抑止に必要な対策や実施体制についての理解を向上し、各国特有の課題に基づく具体的な対応策が提案される。

## 【研修で達成される成果】

単元目標 1. IUU漁業の現状や対策に関する分析能力が向上する。

単元目標 2. IUU漁業の抑止に有効な体制に対する理解が向上する。

単元目標 3. 自国のIUU漁業対策に関する改善策が提案される。

## (3) 研修期間予定

2022年度 2022年8月21日から同年9月17日まで(予定)

2022年10月2日から同年10月29日まで(予定)

(※新型コロナウイルスの水際対策として来日後7日間(8泊9日)の隔離措置を含め想定する)

## (4) 対象となる研修員

・定員：12名予定

・対象組織：水産行政機関(国、地方)、漁業調査研究機関(国、地方)

・対象者：IUU漁業対策に従事する水産行政官

① 関連業務における職務経験原則3年以上、且つ、現在のポジションでの在職期

間1年以上の者。

② 大学卒または同程度の学力がある者。

③ 語学力：英語コースは、英語で、仏語コースは仏語で当該分野に関する高度なディスカッションが可能なもの。

④ 心身共に健康である者。

⑤ 使用言語：英語・仏語

・対象国

IUU(A) (英語)

インドネシア、東ティモール、ベトナム、モルディブ、ミクロネシア、パプアニューギニア、サモア、パラオ、ガンビア、リベリア、フィジー

IUU(B) (仏語)

チュニジア、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ギニアビサウ、マダガスカル、モーリタニア、セネガル、トーゴ

## 2. 研修方法

(1) 本契約は、2022年度を初年度として2023・2024年の3カ年の実施を前提として行います。2022年度は新型コロナウイルスの水際対策として7日間(8泊9日)のホテル隔離を想定しています。ホテル隔離期間中においても研修が実施出来るよう遠隔教材を作成してオンライン研修の準備をして下さい。

(2) 実施期間中において、新型コロナウイルスに感染する、もしくは濃厚接触者となる、または感染症まん延防止対策等によって、隔離を要する可能性を考慮し、急遽オンライン研修への変更になった場合であっても対応出来るよう十分な検討と準備をして下さい。

(3) 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて映像教材の作成、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。オンライン研修の場合は、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。

(4) 演習・実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、必要に応じてオンライン研修での演習・実習についても、代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。

(5) 見学・研修旅行：「演習・実習」に同じ

(6) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

(7) 研修概要

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

① 講義

・日本の水産業の概要と課題



- ・日本の漁業取締や漁業調整の概要と関連法規
- ・日本の漁業者による密漁防止活動
- ・日本と近隣国の漁業資源利用調整
- ・漁獲証明制度
- ・漁獲情報収集方法
- ・水揚げ検査
- ・違法漁船取締に係る関係機関との連携
- ・諸外国のIUU 漁業対策と課題
- ・GPS/AIS/VMS 機器等による漁船位置情報確認システム

## ② 実習

- ・資源管理分析
- ・資源管理分析表の作成
- ・意見交換(各国政策および地域間協力)
- ・報告書作成

## ③ 視察

- ・漁港関連施設
- ・水揚げ検査、水産物輸出企業
- ・海上保安庁関連施設(巡視船、取締船等)
- ・監視機器メーカー

## ④ 成果品作成

- ・アクションプラン

## (6) 研修付帯プログラム(参考情報: JICA 横浜が実施するプログラム)

- ① ブリーフィング(滞在諸手続き): 遠隔研修-初日、本邦研修-来日翌日 各 0.5 日間  
通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。遠隔研修では初日に実施する。
- ② プログラムオリエンテーション(研修概要説明): 遠隔初日または来日翌日 1 時間程度
- ③ ジェネラルオリエンテーション: 来日後 1.0~1.5 日間  
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済などについて、JICA においてオリエンテーションを行う。遠隔研修においても実施を検討する。
- ④ 評価会及び閉講式: 技術研修最終日 0.5 日間

※来日に際する水際対策として 7 日間の隔離が想定されているため、上記実施時期については状況に応じて後日検討を行う。

## 3. 委託業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する業務

移動・宿泊・通訳の内包化を前提として以下に関する業務を実施するものとする。

1. 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
2. 講師・見学先・実習先の選定
3. 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
4. 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
5. 講師・見学先への連絡・確認
6. JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
7. 研修員移動手配
8. 研修員宿泊手配
9. 講義室・会場等の手配(新型コロナウイルス感染症対策を含む)
10. 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
11. テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務を含む)
12. 講師への参考資料(テキスト等)の送付
13. 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
14. 講師・見学先への手配結果の報告
15. 研修監理員の手配
16. 研修監理員との連絡調整
17. プログラムオリエンテーションの実施
18. 研修員の技術レベルの把握
19. 研修員作成の技術レポート等の評価
20. 研修員からの技術的質問への回答
21. 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
22. 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
23. 閉講式実施補佐
24. 研修監理員からの報告聴取
25. 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
26. 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
27. 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

上記をオンライン(隔離期間等)で実施するための準備、実施、遠隔での運営管理

## (2) 講義(演習・実習)の実施に関する業務

1. 講師の選定・確保
2. 講師への講義依頼文書の発出
3. 講義室及び使用資機材の確認
4. 講義テキスト、映像教材、資機材、参考資料の準備(使用言語への翻訳・印刷製本含む)・確認(著作権処理を含む)
5. 講義テキスト、映像教材、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布(使用許諾確認を含む)
6. 講義等実施時の講師への対応
7. 講師謝金の支払い
8. 講師への旅費及び交通費の支払い(契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の

手配、支払等を含むこともあります)

9. 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

1. 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
2. 見学先への引率
3. 見学謝金等の支払い
4. 見学先への礼状の作成と送付

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書の提出

下記報告等を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の10営業日前まで）に提出する。

(1) 業務完了報告書

(2) 以下の電子データを含む CD-ROM（または電子データでの提出）

1. インセプションレポート
2. 最終化されたアクションプラン、プロGRESSレポート
3. 講義資料
4. 業務完了報告書及び添付資料

(3) 経費精算報告書

6. 留意事項

本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

## 参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構  
横浜センター 契約担当役  
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

「2022-2024 年度課題別研修『「違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の抑止にかかる政策・対策 (A) (B)』にかかる参加意思確認公募について」における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

#### 2 応募要件

##### (1) 基本的要件：

令和 02 年、03 年、04 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上